

借入ケース例

- 勤務先が被災し、給与収入がないため、当座の生活費がない。
- 生活に必要な家電や家具什器の購入費用が不足している。
(※日赤家電セットの寄贈を受けた場合、同内容のものを除く)
- 自宅に居住できないため、アパート等に入居したいが費用が不足している。
- 自家用車を購入するための費用が不足している。
- 住宅を補修するための費用が不足している。



ご利用いただける世帯

- 東日本大震災で被災した世帯。
 - 一定の所得額以下であって、公的給付または必要な資金の融資を他から受けることが困難である低所得世帯としています。
 - 低所得世帯とは、世帯の収入がおおむね市町村民税非課税程度または生活保護法に基づく生活扶助算定基準の1.7倍以下の世帯となります。(平成23年度の場合)
- ※ 東日本大震災の影響により、収入の減少や失業等により生活に困窮していること。前年に所得があったために課税世帯であっても、被災した事により現に非課税世帯程度の収入しかないと認められる場合も含まれます。
- ※ 住宅補修費は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金貸付を申請し、不決定となっていることが申請の条件となります。

生活福祉資金 生活復興支援資金をご利用できない方

- 本会が実施している生活福祉資金の連帯保証人になっている方。
- 他の負債との関係で、本資金を貸付けることにより、その後の生活を著しく圧迫するおそれがあると判断される方。

生活復興支援資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
生活復興支援資金	一時生活支援費 (二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ※貸付期間は最長6月。 ※貸付証明書または被災証明書の提出がない場合は最長3月。	最終貸付日から2年以内	20年以内 貸付金額に応じて 償還期間の目安を設定 50万円以下 5年以内 150万円以下 10年以内 250万円以下 15年以内 250万円超 20年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子。 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%
	生活再建費	80万円以内		
	住宅補修費	250万円以内		
貸付対象経費	一時生活支援費	生活の復興の際に必要な当面の生活費(食費、住居費、公共料金、通院費、衣服費、移動経費、生活雑貨、学費・諸会費等)		
	生活再建費	住居の移転費、家具・什器等の購入に必要な費用(転宅費用、家具什器費用、自動車の購入費用等)		
	住宅補修費	住宅補修等に必要費用(住宅の補修費用、上下水道の整備、自営業者が運営する工場、倉庫等の補修経費、主たる生計手段である田畑の復旧経費等)		
償還例	(連帯保証人を立てる場合)	元金 4,200,000円	20年(240回)の場合	月額 17,500円×240回
	(連帯保証人がいない場合)	元金 4,200,000円	20年(240回)の場合	月額 20,130円×239回(最終回 21,555円)

必要な書類

	内容	対象者	書類
共通添付書類	本人確認ができる書類	借入申込者	運転免許証、健康保険証、パスポート、住民基本台帳カード、その他顔写真が貼付された証明書のいずれか1つ。
	世帯の状況が分かる書類	借入申込者	本籍地が表示された世帯全員分の住民票の写し
	世帯の所得が分かる書類	借入申込者	<世帯収入に関する書類> 源泉徴収票(写)、所得税の確定申告書(写)、被災前後の給与明細、収入の減少と状況が分かる書類等のいずれか。 <生活困窮に陥った理由が分かる書類> 離職票(写) 適用事業所全喪届(写)、雇用保険受給資格者証(写)、個人事業の廃業届(写)、退職辞令(写)、離職直前の雇用主の発行する離職証明、健康保険任意継続被保険者証(写)等のいずれか。休業又は減収の場合、雇用主が発行する休業証明書、給与未払証明書。
「生活再建費」に関する添付書類	東日本大震災により被災したことが確認できる書類	借入申込者	り災証明書、被災証明書の原本。未交付の場合は、交付申請書のコピー、離職票(写)、雇用保険受給資格者証(写)等
	資力が明らかになる書類	連帯保証人	本籍地が表示された住民票、住民税課税証明書
	家具什器等の購入費用が確認できる書類	借入申込者	見積書
「住宅補修費」に関する添付書類	転宅に要する費用が確認できる書類	借入申込者	引越業者等の見積書、不動産賃貸契約の契約書の写し
	補修費用が確認できる書類	借入申込者	補修工事業者の見積書
	補修必要な状態であることが確認できる書類	借入申込者	工事の平面図、立面図(工事前、工事後)。 ※工事図面の提出ができない場合は、補修必要な部分が確認できる写真等
	災害弔慰金の支給等に関する法律による「災害援護資金貸付」の対象外となることが確認できる書類	借入申込者	災害援護資金貸付の貸付不決定通知の写し

生活復興支援資金 Q&A

Q 現在、避難している住民票とは異なる住所地で生活していますが、どこの社会福祉協議会で借入相談を行えばいいのですか？

A 原則として、住民票上の住所地市町村にある社会福祉協議会で相談をお受けいたします。なお、住民票を異動していないが、避難先の自治体が発行した公営住宅や雇用促進住宅、応急仮設住宅で生活している場合は、避難先の市町村にある社会福祉協議会にご相談願います。さらに、親族や友人、知人宅に避難している場合は、現在の避難先に住民票を異動した後、避難先の市町村(住民票の異動先の市町村)にある社会福祉協議会にご相談願います。

Q 市町村から災害援護資金の借入をすることができませんが、追加で住宅補修費を借入申請することができますか？

A 借入申込みできません。市町村が行う災害援護資金貸付が優先となり、災害援護資金の借入申込みが不決定となった場合に、住宅補修費の借入申込みをお受けいたします。

Q 一時生活支援費の毎月の貸付額は、どのように決めるのですか？

A 東日本大震災前後の収入を比較し、減収となった分の金額を基準とし、生活に必要な金額を相談の上、決めることとなります。なお、失業された世帯の場合には、生活に必要な金額を算出いただき、算出いただいた金額を基準とし、必要な金額を相談し、決めることとなります。

Q 生活再建費の借入で購入できる家具什器はどのようなものですか？

A 家電については、日常生活で使用する家電が対象となります。なお、日本赤十字社が行う生活家電セットの寄贈を受けている場合は、寄贈された家電以外に購入する家電が対象となります。また、家財については、食器、調理用具、寝具等、日常生活で必要となる物品が対象となります。さらに、保有していた自動車が流出等により、滅失した世帯にあっては、通勤や通園、就職活動で使用する車両の購入費用についても対象となります。